

個別品目の関税率の見直し (分類変更への対応)

令和 4 年 1 0 月 3 1 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

基本税率の取扱い

基本税率について

- 関税定率法上の基本税率は、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準等を勘案して設定されているが、物資所管省庁の要望を踏まえ、必要に応じて見直しを行っている。

< 最近の個別品目の関税率の見直し状況 >

令和3年度改正	● NDC（2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル）及びMPDA（メタフェニレンジアミン）に係る基本税率の無税化
令和4年度改正	● 繊維製品の税細分の統合 ● たまねぎの基本税率化 ● ノルマルパラフィンの暫定税率の撤廃

令和5年度改正要望

- 以下の項目について、分類変更への対応として、現行税率が維持されるよう要望が提出されている。

	項目名	用途等	輸入額 (令和3年度実績)	現行税率 ※括弧外：WTO協定税率 括弧内：基本税率
1	プロポリス原塊	プロポリスを抽出し、 健康食品（サプリメント等）に利用	約10億円（注1）	1.5%（2.5%）
2	セルラーバンブーパネル	戸（フラッシュドア）、テーブルトップ等	－（注2）	5%（10%）

（注1）（一社）日本プロポリス協議会による試算

（注2）セルラーウッドパネル全体の輸入額は、約3億円（セルラーバンブーパネルは、芯材の両面に竹製の合板等を貼り合わせたセルラーウッドパネルの一種）

分類変更への対応

プロポリス原塊

1. 品目の概要と関税率

- プロポリス原塊とは、ミツバチが植物の分泌物やミツバチ自身の分泌物等を練り合わせて、巣に作られる粘土状の物質。



(出典) 農林水産省からの提供

- 食用ではない動物性生産品（第0511.99号）【現行】
 - ・ 実行税率：1.5%
- 昆虫類その他の食用の動物性生産品（第0410.90号）【移行先】
 - ・ 実行税率：9%

2. 現状及び見直しの方向性

- プロポリス原塊は、これまで関税率表第0511.99号（食用ではない動物性生産品）に分類されてきた。

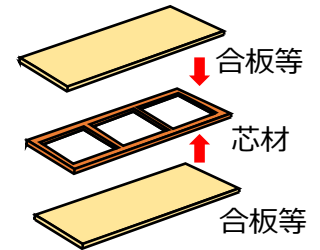
- 令和元年9月のHS委員会（関税分類の国際会議）における決定を踏まえ、今後、プロポリス原塊は第0410.90号（昆虫類その他の食用の動物性生産品）に分類する必要。
- 移行先の実行税率は、現行のプロポリス原塊の関税率を上回る水準。

- 分類変更による過度な税負担を避ける必要があるため、分類変更されるプロポリス原塊に対し、税細分を新設した上で、現行と同水準の関税率を設定。

セルラーバンブーパネル

1. 品目の概要と関税率

- セルラーバンブーパネルとは、芯材を平行又は格子状に空間をもって並べ、その両面に竹製の合板等を貼り合わせた構造のもの。
- ※ セルラーウッドパネルは当該合板部分が木製



(出典) 農林水産省からの提供

- セルラーウッドパネル（第4418.92号）【現行】
 - ・ 実行税率：5%
- 建具及び建築用品のうち竹製のもの（第4418.91号）【移行先】
 - ・ 実行税率：3.9%

2. 現状及び見直しの方向性

- セルラーバンブーパネルは、これまで関税率表第4418.92号（セルラーウッドパネル）に分類されてきた。

- 本年3月のHS委員会における決定を踏まえ、今後、セルラーバンブーパネルは第4418.91号（建具及び建築用品のうち竹製のもの）に分類する必要。
- 移行先の実行税率は、現行のセルラーバンブーパネルの関税率を下回る水準。

- 引き続き、国内産業を保護する必要があることから、分類変更されるセルラーバンブーパネルに対し、税細分を新設した上で、現行と同水準の関税率を設定。